第三条第三項第七号イ中⑽の次に次のように加える。

⑾　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第三条第三項第七号ロ中「投資家である」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、同号ロ⑴中「種類別の内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ⑵中「所要自己資本の額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

○金融庁・農林水産省告示第二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項等の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　鹿野　道彦

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は第三十二条第一項に規定する我が国の政府関係機関⑴から⑶までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

⑴　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

⑵　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

⑶　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

第一条第八号イ中「すべて」を「全て」に改め、同条第十五号中「紐付けたうえで」を「紐付けた上で」に改め、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　再証券化エクスポージャー　再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

第一条第二十一号中「第四章第六節第三款」を「同節第三款」に改め、同条第二十三号中「金融商品取引法第六十七条第二項」を「同法第六十七条第二項」に、「金融商品取引法第二条第八項第三号ロ」を「同法第二条第八項第三号ロ」に改め、同条第二十六号中「生じうる」を「生じ得る」に改め、同条第三十二号中「その他の」及び「（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）」を削り、同条第三十六号ト中「及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー」を「、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー」に改め、同条第三十七号ニ中「銀行法」の下に「（昭和五十六年法律第五十九号）」を加え、同条第三十九号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「変動しうる」を「変動し得る」に、「取り消しうる」を「取り消し得る」に改め、同条第五十三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「銀行法施行令第四条の二第三項」を「同条第三項」に改め、同条第五十四号及び第六十号中「すべて」を「全て」に改め、同条第六十八号イ中「かかわっている」を「関わっている」に改め、同条第七十三号中「をすべて」を「を全て」に改め、同号ヘ中「受けうる」を「受け得る」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第七十四号を削り、同条第七十五号中「第七十八号」を「第七十七号」に改め、同号を同条第七十四号とし、同条第七十六号及び同号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第七十五号とし、同条中第七十七号を第七十六号とし、第七十八号を第七十七号とする。

第三十一条第二項中「イスラム開発銀行」の下に「、予防接種のための国際金融ファシリティ」を加える。

第百十三条を次のように改める。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

第百十三条　前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

第百二十九条第一項第三号を次のように改める。

三　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

第二百二十五条第一項を次のように改める。

標準的手法採用組合が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ　オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6―1	二十	四十
6―2	五十	百
6―3	百	二百二十五
6―4	自己資本控除	
6―5		

ロ　イ以外のとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6―1	二十	四十
6―2	五十	百
6―3	百	二百二十五
6―4	三百五十	六百五十
6―5	自己資本控除	